

必要予備力算定ツールに関する使用許諾書

この使用許諾書（以下、本ソフトウェア使用許諾書）は、下記条項に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、甲）が提供する必要予備力算定ツール（以下、本ソフトウェアといい、第3条第2項に基づく複製物を含む）を使用する事業者（以下、乙）に対して、非独占的な使用権を許諾する際の条件を定める。

第1条（本契約の成立）

1. 乙からの本ソフトウェア使用許諾書に対する同意書の受領及び甲によるその内容の審査完了をもって、甲との間で甲の乙に対する本ソフトウェアの使用許諾にかかる契約（以下、本契約）が有効に成立するものとする。
2. 本契約の締結にあたって必要な費用（同意書の作成、送付など）は、乙の負担とする。

第2条（保証責任）

甲は、本ソフトウェアの著作権者（一般財団法人 電力中央研究所）から本ソフトウェアを再使用許諾する権利を受けていることを保証する。

第3条（使用許諾）

1. 乙は、無償で本ソフトウェアを、日本国内において、乙の社内における業務遂行の目的に限定して、使用することができる。なお、本ソフトウェアの使用とは、本契約に従い本ソフトウェアのプログラムを実行することをいう。
2. 乙は、本ソフトウェアの複製物・翻案物をバックアップ以外の目的で作成してはならない。乙は、本ソフトウェアを1部に限り複製して保管することができる。
3. 乙は、本ソフトウェアを改造・改変してはならない。
4. 乙は、本ソフトウェアの一部又は全部につき目的を問わず解析・分析等一切のリバースエンジニアリングを行ってはならない。
5. 乙は、本条に基づき本ソフトウェアの使用権のみを取得し、本ソフトウェアに関連する著作権その他の知的財産権、所有権、使用許諾権その他のいかなる権利も取得しない。
6. 乙は、本ソフトウェアの一部または全部について、形式の如何を問わず、第三者に貸与、再使用許諾、公衆送信（送信可能化を含む）若しくはそれと同等の効果を生じさせる行為をしてはならない。
7. 乙は、本ソフトウェアおよび関連する技術情報を、兵器あるいはそれらの兵器運搬用のミサイル等の開発・製造目的で使用してはならない。

第4条（権利の譲渡）

乙は、甲の書面による事前の承諾なく下記の行為を行ってはならない。

- (1) 本ソフトウェアの複製物を第三者に譲渡、貸与、占有移転すること
- (2) 本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を第三者に移転、譲渡、担保の

用に供すること

第5条（保守）

甲は、乙に対して本ソフトウェアに関する不具合の修補、バージョンアップ、情報提供その他のサービスを行う義務を負わない。但し、甲は、乙に対して、本ソフトウェアの動作に必要な情報提供を行う。

第6条（監査）

1. 乙は、甲より本ソフトウェアの使用状況について報告を求められた場合、直ちにその状況を報告しなければならない。
2. 甲は、監査を実施する必要があると判断した場合、乙の事前承諾を得ることなく、本ソフトウェアの使用状況について甲による監査を実施することができる。なお、監査の実施に当たり必要となる費用は乙が負担する。

第7条（契約不適合責任）

1. 甲は、乙に対し、本ソフトウェアについての一切の契約不適合責任及び保証責任を負わない。
2. 甲は、乙に対して、本ソフトウェアについて、誤り、動作不良、エラー若しくは他の不具合が生じないこと、第三者の権利を侵害しないこと、商品性、又は本契約に明示的定めのない他の事項について、何らの保証もしない。甲は、乙が本ソフトウェアを使用した結果又は使用できなかったことによる結果について一切責任を負わない。

第8条（第三者の権利の非侵害）

乙が、本ソフトウェアの使用について、第三者から著作権侵害、商標権侵害、不正競争防止違反その他の理由によって差し止め、損害賠償又はその他の請求を受けた場合であっても、甲は一切の責任を負わない。

第9条（第三者による権利侵害）

本ソフトウェアの使用に関し、乙において、第三者が本ソフトウェアに関する著作権等の全部若しくは一部を侵害し又は侵害しようとしていることを発見した場合、乙は甲に対し、速やかに侵害の事実及び内容を通知しなければならない。乙は、甲から当該侵害に関する事案を解決するために一定の要望があった場合には、甲に協力する。

第10条（瑕疵の取扱い）

1. 甲及び乙は、本ソフトウェアの瑕疵を発見したときには、直ちに相手方にその旨を通知し、以後の取扱いについて甲乙協議の上、決定する。
2. 甲が本ソフトウェアの瑕疵を修正できたときには、乙に対して合理的相当期間内に修正理由書及び修正後のソフトウェアを送付する。

第11条（秘密保持）

1. 乙は、本契約に関して知り得た甲の技術上又は経営上の秘密を保持するよう万全の措置を講ずるとともに、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、第三者にこれを漏洩又は開示してはならない。本条の義務は本契約終了後も有効に存続する。
2. 乙は、甲から秘密保持に関する措置の履行状況の確認を求められた場合には、速やかにその状況を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における秘密保持に関する措置の実施状況を確認するための調査をすることができる。
3. 乙において本ソフトウェアの紛失若しくは漏洩等の事故が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、該当事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちに書面をもってその旨を甲に報告し、甲の指示に従い応急措置を講じる。

第 12 条（本契約の終了）

乙（その履行補助者を含む）が次の各号の一に該当するときは、甲は本契約を無条件かつ何等の負担なくして解除することができる。

- (1) 乙が本契約の条項の一に違反したとき
- (2) 乙が虚偽の報告その他不正の行為をしたとき

第 13 条（損害賠償）

前条各号のいずれかに定める乙（その履行補助者を含む）の行為により甲が損害を被ったときは、乙はその受けたる損害（得べかりし利益及び損害是正・回復のための一切の費用を含む）を賠償する。

第 14 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日より当該年度の 3 月 31 日までとする。但し、期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本契約は同一条件をもって向こう 1 年間延長し、以後も同様とする。
2. 甲と本ソフトウェアの著作権者（一般財団法人 電力中央研究所）との間の本ソフトウェア再使用許諾に関する契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、本契約も当然に終了するものとする。

第 15 条（契約終了時の措置）

前条又は解除により本契約が終了した場合、乙は、直ちに本ソフトウェア、バックアップ用複製を消去し、その旨証明する書面を乙の責任者名義で甲に提出するものとする。

第 16 条（完全合意）

本ソフトウェアの使用に関しては、本契約記載の内容が乙と甲の合意の全てとする。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己及びその役員その他自己を実質的に支配する者が、本契約締結

時点において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して反社会的勢力という）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないこと、また過去においてもそれらに該当しなかったことを表明・保証し、かつ、本契約締結日以降、本契約の履行完了までの間、自己及びその役員その他自己を実質的に支配する者が反社会的勢力に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。
 3. 甲又は乙が前2項の表明・保証又は誓約に違反した場合、それが判明した時期の如何を問わず、相手方は何等の催告を要せず直ちに本契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。なお、当該解除によって違反当事者に損害又は負担が生じても、当該違反当事者は相手方に対してその賠償を求めることができないものとする。
 4. 甲及び乙は、第1項及び第2項に該当する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

第18条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じ、裁判による解決を必要とする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（協議）

本契約に規定されていない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

以 上